

「2024年に変わる事」

「社会保険の適用範囲拡大」

明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

昨年末、公益財団法人日本漢字能力検定協会が発表し、清水寺の森清範貫主が揮毫（きごう）した2023年の世相を表す一字「今年の漢字」は「税」でした。昨年からは始まったインボイス制度、防衛予算増加分の財源に充てる所得増税や、物価高騰に対しておこなわれる所得税や住民税の定額減税など、税にまつわる議論が政府によっておこなわれた事などが選ばれた理由のようです。また本年1月からは電子帳簿保存法が始まります。税務関係帳簿書類において、電子データで作成されたものや受取つたものは、電子データで保存する事を義務化する法律です。昨年10月から始まりましたインボイス制度と同様に、収益事業をされていないご寺院には影響が少ないかも知れませんが、対応が必要かご心配の方は、お取引のある税理士か所轄の税務署でご確認される事をお勧め致します。

さて2024年は変わる事として、社会保険の適用対象が変わります。これまで社会保険の適用対象から外れていた短時間労働者（パート・アルバイト）も要件を

満たしている場合、会社の規模に応じて社会保険への加入が義務付けられる事になります。今までは常時100名超の従業員がいる企業が対象でしたが、本年10月から常時50名超の従業員がいる企業も対象となります。その為、従業員数が50名超100名以下の中小企業の短時間労働者も社会保険の加入対象となり、企業も働く側にも影響でると思われれます。ここで言う短時間労働者（学生は対象除外）の要件とは、所定労働時間が週20時間以上、雇用期間が2か月超、月の賃金が88,000円以上ある方が対象となります。ちなみに社会保険に加入すると社会保険料は企業と労働者で折半して負担しますので、企業にとっては対象となる短時間労働者の保険料負担が増加となります。一方の労働者にとつては厚生年金などに加入する為、将来もらえる年金の額が増え、病気やケガ、出産の為に働けない期間に傷病手当や出産手当を受取れるようになります。それ以外にも業務中の事故や失業時に補償や給付を受けられるなどのメリットがあります。ただ給料から自動的に保険料が差引かれる為、手取りが減るなどのデメリットもあります。

社会保険の適用範囲が拡大しても、殆どのご寺院では直接的な影響はないと思われれますが、お檀家さまや取引企業では影響

の出る方がいらつしやるかも知れませんが、ちなみに消費税が8%に改定された2014年の今年の漢字も「税」でした。

「その他の変わる事」

他にも2024年に変わる事をいくつかご紹介致します。1月からNTTの固定電話の通話料金が変わります。公衆交換電話網から、IP網に順次切り替わり、全国、全時間帯同一の料金となります。固定電話から固定電話への通話料は、3分／9.35円の一律料金へと変わります。それに伴い、各種割引サービスも廃止される模様です。7月には新紙幣が発行されます。1万円札の肖像画は渋沢栄一、5千円札は津田梅子、千円札は北里柴三郎になります。そして10月には郵便料金の改定を予定しております。今までハガキは63円、定型封筒は50グラム以下は94円、25グラム以下は84円でしたが、ハガキは85円（約35%値上がり）、封筒はサイズによる違いが廃止され一律110円（50グラムから約17%、25グラムから約31%値上がり）となります。寺報などを定型封筒でお送りしているご寺院さまはご注意ください。